

平成25年9月
募集開始

～ 起業をご検討中の方へ～
最大200万円の創業補助金募集開始！

アベノミクス
の注目施策

平成24年度補正予算創業補助金第3回公募

当補助金は、政府が掲げる経済活性化政策の一つとして、地域需要や雇用を促進する起業や第二創業を応援する為の返済不要な資金で、200億円の大型予算が確保されています。これまで2回の募集で約2500人への補助が決定しており、今回、同数あるいはそれ以上の採択が見込まれる為、今年度最後の公募となる可能性があります。 **このチャンスをお見逃しなく！**

創業補助金対象者

- 新たに創業する人 (第二創業の方、本年6月以降に起業された方もご相談下さい。)

募集期間

- 平成25年9月19日～12月24日

補助金額

- 対象事業経費の3分の2(最大200万円)
(海外需要獲得型の場合は最大700万円)

要件

- 国が認定する専門家(認定支援機関)の支援を受けて事業を遂行すること

補助金交付までの流れと認定支援機関としてのご支援内容

①事業計画／補助金申請のご相談

ビジネスモデル、事業計画、補助金申請等、お気軽にご相談下さい。

②補助金申請書の作成

補助金申請書(事業計画書を含みます)の作成をご支援します。

③申請手続きの実施

金融機関との連携調整、確認書を作成等、提出手続きをご支援します。

④審査

審査の結果を待ちます。(注1)

⑤補助金対象事業の採択(決定)

補助対象事業として採択されると、補助金公布の為の手続きをします。手続きについてご支援します。

⑥対象事業実施

事業計画書に従って事業を実施します。事業実施中、事業計画遂行のご支援をします。

⑦補助事業完了報告

事業計画書に記載の事業終了後、完了報告書を作成します。報告書の作成をご支援します。

⑧補助金の交付

事務局による確認後、補助金が交付されます。

補助金の採択確率を高める為のお手伝いをします。この間は全て無料にて、ご支援します！

補助金対象事業に採択されるまでは一切費用はいただきません。

(注1) 審査の結果、補助金対象事業として採択されないこともあります。

認定支援機関として、事業の実施をご支援いたします。

認定支援機関の支援費用は補助金対象事業経費として申請できます。

補助金については、多くの事業計画作成／補助金獲得実績のある当事務所へご相談ください

経済産業大臣認定 経営革新等支援機関
石埜総合事務所
Tel: 0277-40-5051

〒379-2311 群馬県みどり市笠懸町阿左美1435-8
URL: <http://www.keieisien.jp>
e-mail: ishino@keieisien.jp

創業補助金よくある質問

No.	質問&回答
Q1	補助金の案内に「女性や若者の起業・創業」とありますが、補助対象者に年齢や性別の制限がありますか？
A1	これはあくまでも例示です。年齢や性別により制限を受けたり、審査に影響することはありません。
Q2	どのような事業でも補助金の対象になるのでしょうか？
A2	「既存技術の転用、隠れ価値の発掘（新技術、設計・デザイン、アイデアの活用等を含む）を行う新たなビジネスモデルにより需要や雇用を創出する事業であること」などが審査の基準とされています。審査に合格した事業が採択されます。
Q3	全ての費用支出が補助対象となるのでしょうか？
A3	対象となる経費の用途は、募集要項で決められています。会社設立費、人件費、事務所店舗借入費、広告費、設備費等が対象となりますが、税金や役員報酬等は対象外です。
Q4	競争率はどのくらいですか？
A4	これまでの2回の公募では、応募者の約77%が採択されています。これは事業内容審査のある補助金としては、非常に高い採択率です。
Q5	「補助金の申請書」を書くのは大変なのでしょうか？これまで「事業計画書」を作成したことがないのですが……。
A5	補助金の申請書の中心となるのは事業計画書ですので、審査官が書面だけで的確に理解できる事業計画書を作成する必要があります。当補助金の応募では事業計画の作成段階から「認定支援機関」の支援を受けることが前提となっていますので、事業計画書の作成や創業支援実績のある認定支援機関を選定することが重要です。実績のある認定支援機関の支援を得ることができれば、あとは応募者の方の創業への熱意次第ではないでしょうか。
Q6	採択されれば、すぐに補助金が支払われるのでしょうか？
A6	補助対象事業を実施した後に、所定の報告書と必要書類（領収書など）を提出し、確認を受けた後に補助金が支払われます。従って、その間の資金はご自身で用意するか、金融機関等から借入必要があります。借入が必要な場合は、認定支援機関の支援を得て、金融機関等に対して借入申込みを行うこととなります。尚、補助金事業としての採択を受けたことが、金融機関による貸付審査の加点要素となるメリットもありますので、創業資金獲得の施策としても活用可能です。
Q7	認定支援機関の支援を得ずに、創業予定者が単独で申請することはできますか？
A7	当補助金は、認定支援機関（金融機関と連携する者）の支援を得ないと申請できません。従って、認定支援機関の選定が非常に重要です。

石埜総合事務所（所長：石埜茂）は、県内唯一の行政書士の認定支援機関です。
創業補助金の申請は、創業支援および各種申請の専門家「行政書士」へご相談ください。

経済産業大臣認定 経営革新等支援機関 〒379-2311 群馬県みどり市笠懸町阿左美1435-8
石埜総合事務所 URL: <http://www.keieisien.jp>
Tel: 0277-40-5051 e-mail: ishino@keieisien.jp